

National Association of Crime Victims and Surviving Families  
NAVS

## ニュース・レター

VOL.22 2005.6.25  
E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>

全国犯罪被害者の会



〒100-8694  
東京中央郵便局私書箱1646号

TEL: 03-5319-1773  
FAX: 03-5319-1774

VOICE

### 犯罪被害者の願いを基本法に

幹事 安藤 勝一

毎日のように報道される事件、いつになつたら安心して生活ができるのでしょうか。私は14年前(1991年10月29日)娘を不動産会社の店長たる者に殺害されました。このようなとき一番頼れる所は警察署、検察庁であり、犯人逮捕後は裁判所により厳しい罰を下していただくことが犯罪被害者とその遺族(以下、被害者という)の願いであり、またこの三者は被害者の味方であると思っていました。

しかし今の法律はそうではありません。その原因は刑事訴訟法にあります。「公訴権の行使は、国家及び社会の秩序維持という公益を図るために行われるものであって、被害者の利益や損害の回復を目的とするものではない」(要旨)という1990年2月20日の最高裁判決が物語っています。そのような厳しい状況の中、被害者は、警察から連日長時間の事情聴取を受け、その苦しみをよそに家庭内に入り込まれて証拠固めの実況見分をされます。さらに、検察では求刑は殺された被害者の数で決められ、専門的立場にある検察官は被害者の意見を聞き入れようとはしません。裁判所では被害者の目の前で被告人が嘘の証言をしても反論できず、裁判の進行も裁判官、検事、被告人／弁護士の三者で決められ、被害者には何の相談もありません。

また、民事裁判では、損害賠償命令が出ても加害者に充分な資力がないことから、ほとんどの被害者が損害賠償金を受け取れず泣き寝入りしているのです。事件後、被害者は再

起不能な大きなダメージを受けながら、国(一部見舞金程度の犯罪被害給付制度あり)や行政から何の援助もなく、家庭に引きこもりながらも健康回復を願って自費で通院しているのです。一方、加害者は我われ被害者の税金を含めた国費を使って何の不自由もなく生活できます。

このままではいつになっても被害者のための法律にならない、少しでも被害者のための法律にするには、事実を社会に訴えることが必要であるとの結論に達しました。そして、2003年2月1日新宿駅西口をスタートに、北は北海道、南は沖縄まで全都道府県をまわり、557,215名の署名をいただき、法務大臣に提出し、小泉総理にも報告しました。

私は被害者が置かれている立場をマイク片手に市民に訴えました。またリーフレットと署名用紙を持ちお願いしましたが、ほとんどの人が私を避けるように通り過ぎて行きました。時折つらく寂しい気もしましたが、若い茶髪の若者が私の話を聞いてくれました。署名もいただき、帰りには「おじさん頑張って」と声を掛けられたり、主婦と見られる方からも「頑張ってください」と励ましの言葉をいただき元気づけられ、勇気をいただきました。

署名活動をして感じたことは、市民の皆さんには被害者が置かれている現状を知らされていないということです。また毎日のように報道されている事件も身近に感じていないということです。いつ事件に巻き込まれるか分からない時代です。どうしても被害者のための

法律が必要なのです。

幸い昨年、衆議院、参議院において犯罪被害者等基本法が可決成立いたしました。この犯罪被害者等基本法の成立に大きな影響を与えたのが、全国の皆様からいただいた 557, 215 の署名です。現在は基本計画作成作業

に入っていますが、被害者の声を十分に反映させた基本計画が作成され、具体的な法律が制定されることを願っています。

最後に署名に御協力いただいた全国の皆様に厚く御礼申し上げます。

## TOPICS

### 5周年記念大会後の動き

幹事 関口 雄志郎

5周年記念大会の準備、大会当日の運営、終了後の決議の執行、ニュース・レターの発行、第2回ヨーロッパ調査報告書の発送と、事務所に関わる多数の人々のご協力により無事新年度を迎えることができました。

この間2月19日（土）に、内閣府から犯罪被害者団体等へのヒアリングがあり、村田吉隆犯罪被害者等施策担当大臣（国家公安委員会委員長）ご出席のもと、5団体の1つとして、あすの会からは松村幹事が大会決議をもとに意見を述べました。基本法の第2章（第11条～第23条）までを条文別に、かつ発言者を交替して発表した団体もありましたが、あすの会としては、総論を述べた感じがします。同様のヒアリングが3月17日（木）民主党の人権・消費者問題調査会主催で実施され、松村幹事が同じく発表しました。

4月に入り、基本法に言う犯罪被害者等施策推進会議の委員が任命され、岡村代表幹事も個人として基本計画検討会のメンバーに加わりました。犯罪被害者等基本計画案の作成も本格化しますが、基本法が目的とする、単なる支援ではなく、犯罪被害者等の権利利益の保護を図る基本計画の完成が望まれます。

また、3月7日、南野法務大臣に、人権擁護法成立に関する要望を提出しました（次項に掲載）。新聞等で報道されているとおり、要望した当時は、前回国会に提出された時点と同様の反対論（法務省の外局である「人権委員会」ではなく、内閣府の組織にすべきであるとか、犯罪被害者が二次被害を受けないようにする規定の凍結では不十分であるなど）がありました。その後、人権委員の国籍問題が浮上し、与党内の調整も難航し、成立が危ぶまれているのは大変残念です。犯罪被害者の二次被害防止の条項は我われ、犯罪被害者の実体験に基づくものであり、犯罪被害が毎日マスコミで報道されている現状では、一日も早く対策がなされる必要があります。

## — INDEX —

|                     |     |
|---------------------|-----|
| VOICE 犯罪被害者の願いを基本法に | 1   |
| TOPICS 5周年記念大会後の動き  | 2～3 |
| 法律まめ知識              | 3   |
| われわれの主張に近づく最高裁判所裁判官 | 4   |
| 活動報告                | 4～5 |
| 集会及び幹事会の報告          | 5～7 |
| 運営の基本・会計／あとがき       | 8   |

平成17年3月7日

法務大臣 南野知恵子様

全国犯罪被害者の会（あすの会）  
代表幹事 岡村 熱

### 人権擁護法案についての要望

犯罪被害者等は、報道機関の過剰取材による生活妨害、報道によるプライバシー侵害、名誉毀損など、大きな二次被害を受けております。

肉体的精神的に打ちひしがれた状態にある犯罪被害者等は、司法的救済を求める気力も余裕もなく、報道被害に対して泣き寝入りせざるを得ない状態にあります。

当会は、設立以来、報道被害の実態と法規制の必要性を各方面に訴えてまいりました。報道被害に対する救済手続を盛り込んだ人権擁護法案が第154回国会に提出されて、被害救済が容易になることを喜んでいたのですが、廃案になって残念でなりません。

今国会に再び人権擁護法案が提出されるようですが、報道機関は、報道被害はマスコミが自主的に規制すべき問題であるとして、特別救済手続の削除を主張しております。マスコミも報道被害を気にするようにはなりましたが、未だ十分な自主規制は行われていません。そもそも人間の作った組織においては、自己に不利益な規制を自ら課することは至難の業で、上位に法規制があって、はじめて自主規制が行われることになります。人権擁護法から特別救済手続が削除されると、自主規制も行われなくなることになるでしょう。

犯罪被害者等を報道被害から守るために、是非とも特別救済手続を盛り込んだ人権擁護法を成立させて頂きたく、要望する次第でございます。

### 法律まめ知識 ⑭

### 保護司

#### ◇保護司とは

保護司は、犯罪者及び非行少年の改善厚生を助けることなどを使命とし、法務大臣の委嘱を受けて活動する民間のボランティアで、全国に約四万九千人います。

#### ◇更生保護という活動

犯罪や非行を犯した人も、いずれは地域社会に戻ってきます。そのときに、彼ら・彼女らを地域の中で排除し孤立させては、再犯を繰り返させかねません。更生保護とは、国が民間の人々と連携して、犯罪や非行をした人が地域の中で更生できるよう指導するとともに、犯罪・非行の予防を図る活動です。

この更生保護は、犯罪や非行をした人を取り巻く地域社会の事情をよく理解した上で行われなければ効果がありません。そこで、地域の事情に詳しい民間の方々の力がぜひとも必要となってきます。

#### ◇保護司の使命と職務

保護司法という法律は、「保護司は、社会奉仕の精神をもって、犯罪をした者の改善及び更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もって地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする」(1条)と定めて、保護司の使命と、社会奉仕の精神をもつて職務に当たる民間篤志家であることを明らかにしています。

保護司は、身分の上では、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員とされていますが、実質的には民間のボランティアです（保護司には給与は支給されず、活動に要した実費の全部又は一部が支給されています）。

保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官（専門的な知識に基づいて更生保護の業務に従事する国家公務員）と協力して保護観察の実施に当たるほか、犯罪や非行を防止するための活動などを行っています。

## われわれの主張に近づく最高裁判所裁判官

### －犯罪被害者等基本法も生かされる－

性的被害を受けた女性が、所有権を放棄した上で、下着等を証拠として警察に提出しました。

ところが警察は、犯人も捕まらないうちに証拠品を焼却してしまいました。女性は犯人もあがつてないので、証拠品を処分するのは被害者の利益を害する違法行為であるとして、損害賠償の訴えを起こしました。

最高裁の判決は、従来の判例と同じように、捜査は、公の秩序維持のためであって被害者のためにやっているのではないから、所有権を放棄した女性は、焼却されたことについて損害賠償請求権はない、といって女性の請求を認めませんでした。

しかし、裁判長だった泉徳治判事は、「犯罪の被害者は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される人格的権利を有する・・・」として犯罪被害者等基本法第3条と殆ど同じ表現をつかって、たとえ被害者が所有権を放棄していても、提出した証拠品が適正に保管されることについて、法的な利益を持っている、という考えを打ち出し、自治体（警察）は、女性の利益を奪ったから損害賠償の義務がある、という少数意見を出しました。

これは、犯罪捜査は、公の秩序維持のためだけでなく、被害者のためにもされるべきだ、というあすの会の主張に近づくものです。犯罪被害者等基本法の用語が初めて裁判所で使用されました。

やがて、われわれの「捜査、公判は、被害者等の利益のためにもあるのだ」という主張が裁判所で全面的に認められる日がくるでしょう。

そういう期待を抱かせる、少数意見です。

## 活動報告

| 月 | 日  | 活動   | 内容   |
|---|----|--|--|
| 2 | 1  | 岡本真寿美会員講演  | 熊本犯罪被害者センターボランティア養成講座<br>「犯罪被害者の現状について」                            |
|   | 5  | 関西の会員による人形劇                                      | 帝塚山大学開学40周年記念・心理福祉学部開設記念<br>公開講座「犯罪被害者の権利と支援のために～人形劇とシンポジウム～」      |
|   | 6  | 第46回関西集会   |  |
|   | 12 | 第37回関東集会   |  |
|   | 18 | 林幹事講演  | 平成16年度司法試験合格者関西の会にて  |
|   | 19 | 松村、宮園、関口幹事 内閣府犯罪被害者等施策推進準備室「犯罪被害者団体等からのヒアリング」に出席 |  |
| 3 | 23 | 林幹事講演  | 世界人権宣言大阪連絡会議主催第259回国際人権規約連続学習会<br>「犯罪被害者の権利を支援のためにー犯罪被害者等基本法についてー」 |
|   | 6  | 第47回関西集会   |  |
|   | 7  | 岡村代表幹事、松村、内村、関口幹事 南野法務大臣に人権擁護法案に関する要望書を提出        |  |
|   | 9  | 関西の会員による人形劇、林幹事講演                                | 泉佐野青年会議所3月度例会<br>「行動しよう未来の大人たちへ 他人事ではなく 私のこととして」                   |
|   | 14 | 本村幹事講演   | 東京都立小金井北高等学校にて   |

|   |    |   |  |
|---|----|---|--|
|   | 17 | 松村、関口幹事、田村会員 民主党人権・消費者問題調査会・法務・内閣部門合同会議「犯罪被害者等基本法施行に向けて」に出席 |  |
| 3 | 26 | 本村幹事講演  | マスコミ勉強会(大阪)  |
|   | 26 | 宮園幹事・土川泰信弁護士講演  | 練馬区主催人権シンポジウム「犯罪被害者の今、そしてこれから～理解と支援のために～」          |
|   | 26 | 松村幹事講演  | 千葉県酒々井町主催人権ふれあい講座<br>「突然の悲しみの中で～犯罪被害者と家族への理解と支援を～」 |
|   | 26 | 第15回九州集会  |  |
| 4 | 3  | 第48回関西集会  |  |
|   | 10 | 第49回幹事会   |  |
|   | 16 | 第39回関東集会  |  |
|   | 17 | 本村幹事講演  | 広島被害者支援センター設立総会記念犯罪被害者支援シンポジウム<br>「被害者遺族として」       |
|   | 25 | 第1回犯罪被害者等基本計画研究会  |  |
|   | 28 | 岡村代表幹事ほか第1回犯罪被害者等基本計画検討会に出席                                 |  |

## 関東集会の報告

### 第37回 関東集会 平成17年2月12日(土) 参加者23名(会員13名)

はじめに幹事より、1月23日に開催された5周年記念大会が、会員はもとより、一般、報道、司法関係者の予想を上回る参加により、盛況に終えたことの報告と感謝の言葉が伝えられました。続いて、大会での岡村代表の講演ビデオを鑑賞し、大会時に決議された7項目を全員で確認し、今後の活動目標について説明がありました。

さらに今国会に再提出されている人権擁護法案に言及し、その第四章第三節「特別救済手続」の冒頭に、「不当な差別、虐待等に対する救済措置」として明言された被害者への報道規制について、会員、報道各社よりさまざまな意見が出されました。人権擁護法案は前回2002年の提出後、翌年に廃案となつたものの、長年犯罪被害者を苦しめてきた悪質な過熱報道を非難する動きが高まってきて再提案されました。法案の成立を期待しています。

後半は各会員から報告、発言が相次ぎ、活発な議論を交わすとともに、今後も被害者の声を社会に届ける使命と責任を痛感した集会となりました。

### 第38回 関東集会 平成17年3月19日(土) 参加者20名(会員12名)

はじめに会員の公判日程の連絡、次いで幹事より活動報告がありました。犯罪被害者等施策推進会議設立において、岡村代表に基本計画検討会のメンバーとして就任要請があることと、3月7日に人権擁護法案の成立に向けての要望書を南野法務大臣に提出したことが報告されました。

その後、保護司の安田榮治さんに講演していただきました。お話の中で、仮釈放の申請ができるのは有期刑では刑期の三分の一が過ぎた時、無期刑では10年を過ぎた時と伺い、その期間のあまりの短さに驚きました。仮釈放の決定に当たっては、被害者感情を調査することになっていますが、被害者は転居などで住所、電話番号がかわっていることが多く、実際に調査されることは少ないようです。最後に安田さんは「加害者は現状で充分に保護されています。被害者にこそもっと目を向けた施策が必要です。保護司は被害者にも付いた方がよいでしょう。」と話されました。国や自治体から無視され続けてきた私たち被害者側にとって、とても頼もしい言葉でした。

### 第39回 関東集会 平成17年4月16日（土） 参加者21名（会員16名）

幹事より、4月末から始まる犯罪被害者等施策推進会議の基本計画検討会のメンバーが決まったとの報告がありました。他団体や精神科医がメンバーとして参加していますが、実際に高裁まで裁判を経験しているのは岡村代表のみです。被害者支援を中心とした計画にならないように見守る必要性が強調されました。今後の検討会で、あすの会でなければ出せない要求をしていくことが大切です。

その後、2006年秋より業務開始予定の「日本司法支援センター」のPRビデオを観ました。私たちの身近なところで役に立つセンターであってほしいものです。

また、初参加で息子さんを亡くされた方の犯人が捕まらない無念さに皆で涙しました。

後半は上野の山でお花見。花吹雪の下で交流を深めました。

#### <次回以降のお知らせ>

7月16日（土） 13時～17時

東京文化会館

台東区上野公園5-45 TEL (03) 3828-2111

会費 1,000円

### 関西集会の報告

#### 第46回 関西集会 平成17年2月6日（日） 参加者31名（会員21名）

5周年記念大会報告、浪速少年院見学報告、奈良女児誘拐殺人事件公判傍聴報告、第4回精神医学講座が、まだ記念大会の余韻の残る中行われました。

記念大会に参加できなかった会員の為に、総会決議の朗読と質疑、イギリス・ドイツの補償制度の説明、提言内容の説明を行いました。

浪速少年院は職業訓練を受けられ、資格まで取らせててくれるきれいな施設でした。被害者の視点を取り入れた教育に取り組んではいますが、まだまだ試行錯誤の状態のようです。次回の見学は神戸刑務所に決定しました。ただ単に見学するだけではなく、「処遇の根拠」となる監獄法を我々も勉強し、問題点を指摘できるように、今後の集会の議題をそこにしようと思意見が集約されました。

精神医学講座は、奈良の事件を参考に性犯罪者の医学的解説がされました。

#### 第47回 関西集会 平成17年3月6日（日） 参加者29名（会員20名）

幹事会報告の後、奈良の事件について討議を行い、公判日には極力参加することにしました。

続いて神戸刑務所の見学報告がありました。受刑者が増加する一方で刑務官は増員されない現実と、刑務所が職業訓練所と化している現状や、受刑者の刑務所内でのあまりにも恵まれた状況があげられました。具体的には、所定作業時間内に入浴やスポーツ、さらにはカラオケまでできる実態に見学者は唖然としたとのことでした。刑務所での生活は一般社会での生活よりもはるかに楽であり、こうした現状は再犯防止に役立っていないのではないか、こうした状況下で受刑者の処遇の改善がなされようとしていることは更に刑務所をパラダイスにすることであり、厳しい状況にある被害者からすれば信じられないことであるとの意見も出されました。次回の見学は奈良少年刑務所に決定しました。

その後、池田弁護士の留置所と拘置所についての講演があり、留置所と拘置所の現状や、弁護士会が留置所廃止を唱えつつ、実際にはそれぞれの弁護士が留置所を歓迎している理由を話されました。そして監獄法改正案は弁護士会の希望に添っており、阻止することの困難さと、早急に活動する必要性を説明されました。

#### 第48回 関西集会 平成17年4月3日（日） 参加者29名（会員20名）

①未解決事件を減らす方法②奈良少年刑務所見学の感想と「監獄法改正」③第5回精神医学講座④徳島刑務所見学日程の決定などがテーマでした。

①は、情報提供者に賞金を支払う約束で、街頭でビラを配布していますが、警察では主力捜査班の職員が、次々と発生する犯罪に対応するために移動させられ、情報が放置されています。

警察庁通達では捜査責任者が窓口のはずなのに、実際は捜査に関係ない部署が担当しています。

②は、刑務官が被害者の実態に無関心で、教育プログラムの中に生命の尊厳を教える教育はありませんし、刑務所内の職業訓練は厳しい社会の中で役に立つものとは思えません。再犯の実態についての追跡調査はなく、刑務官は国会の「監獄法改正」の事実さえ知らないことが明らかとなりました。今後も「被害者の置かれている実情」を反映させる為、刑務所見学を続けます。

③は、高橋先生から、統合失調症は薬の使用によって70~80%は抑えることができるが、服薬を中止すると再発し、大事をおかす危険性があるとの指摘がありました。

<次回以降のおしらせ>

7月3日(日) 13~17時

8月7日(日) 13~17時

クレオ大阪西

大阪市此花区西九条6-1-20 TEL (06) 6460-7800

会費 1,000円

## 九州集会の報告

第15回 九州集会 平成17年3月26日(土) 参加者15名(会員5名)

今回は鹿児島での開催となり、児湯地区交通事故・犯罪被害者の会、かごしま犯罪被害者支援センターの関係者の参加がありました。かごしま犯罪被害者支援センターの設立を機に、私たち被害者との対話を要望したところ、同センターが快く受けてくださり実現しました。

途中から、生の声が飛び交い、現実に被害者に対応することの難しさや、組織、システムの問題など、生まれたばかりの支援センターに、他の支援センターの不満をぶつける形になり、期待以上の要求ですが、言わずにいられない会員の心情が吐露されました。支援センターの方々に私たち被害者の現実、心情の一部でも汲み取って貰えたのではないかと思える充実したディスカッションができました。5社の報道機関より取材を受け、私たち被害者の現実、犯罪被害者支援センターに望む事などを報道していましただけることを期待しています。

<次回以降のおしらせ>

7月23日(日) 13~17時

クローバープラザ

春日市原町3-1-7 TEL (092) 584-1212

原則として、集会の参加者は会員のみです。

会員の方で、初めて参加を希望される方は、事務局へご連絡下さい。

## 幹事会の報告

第49回 幹事会 平成17年4月10日(日) 出席者13名

人権擁護法案について、岡村代表から「この法案は、我われ被害者が、混乱している事件発生直後に受けやすい二次被害を防止するために必要な法律です。今国会で成立させる必要があります。」と話がありました。

犯罪被害者等施策推進会議の基本計画検討会のメンバーに岡村代表が個人として就任を要請され、受諾しました。検討会のメンバーとして民間から9人が委嘱されましたが、被害者として刑事裁判を経験したメンバーは岡村代表しかいないので、被害者の立場に立った意見を主張する必要性を確認しました。

その他、記念大会決議を実現させるための方法、犯罪被害者週間の必要性を訴える活動計画等について討議しました。

## 運営の基本

### 【会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。

### 【ボランティア】

ボランティアとしてご協力いただける方はお申し出ください。登録用紙をお送りします。必要に応じて各種応援をしていただきます。

### 【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。

また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には、十分留意いたします。

## 会 計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務所管理、ニュースレター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、全て支援者の寄付金で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

### 寄付金のお振り込み先

□郵便局

00170-6-100069 「あすの会」

□三井住友銀行 丸の内支店

(普) 6577163 「あすの会 代表幹事 岡村 黙」

□東京三菱銀行 丸の内支店

(普) 2149873 「あすの会 代表幹事 岡村 黙」

## おねがい

ニュースレターに対するみなさまのご意見・ご感想をお寄せください。取り上げてほしい記事などがございましたら、お知らせください。

どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。



## 法廷付き添い

### 事件を思い出す裁判傍聴に 私達が付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い想いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人達です。

調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- 犯罪被害者名
- 主な縁故者と被害者の関係
- 被告人名
- 裁判所名・公判係属部
- 前回の公判日（傍聴券必要の有無）
- 次回の公判期日
- 付添を希望する者への希望（年齢等）
- 起訴状のコピー送付の可否

## 無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を毎週木曜日に行ってています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあられた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽に電話ください。

□ PM 1:00 ~ 4:00

□ 03-5319-1773



## あとがき

犯罪被害者等基本法が4月1日から施行されました。同法の基本計画を策定する検討会が、引き続き精力的に開かれていますが、現状改革に消極的な諸官庁、団体との話し合いが難航することが予想されます。訴訟参加、附帯私訴、被害回復という当会の目標を達成するには、検討会のメンバーである岡村代表を全面的にバックアップするだけでなく、会員も機会ある毎にそれら目標を世間に訴え続けることが不可欠なのだという認識を新たにしている昨今です。